

国民経済計算調査会議

第8回F I S I M検討委員会議事録

平成19年7月30日

内閣府 経済社会総合研究所

第8回 FISIM 検討委員会

1. 日時 平成19年7月30日（月） 10:00～12:15
2. 場所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室(4階406号室)
3. 出席者
(FISIM 検討委員会委員)
井原委員長、作間委員、佐々木委員、高木委員、林委員、藤井委員
(常時出席者)
大森日本銀行調査統計局統計整備担当
(経済社会総合研究所)
黒田経済社会総合研究所長、広瀬経済社会総合研究所次長、飛田総括政策研究官、後藤総務部長、大脇国民経済計算部長、川崎上席主任研究官、長谷川企画調査課長、二村国民支出課長、二上国民生産課長、川島分配所得課長、百瀬国民資産課長、工藤価格分析課長、三井地域・特定勘定課長
4. 議事
 - (1) 平成18年度請負調査の報告
 - (2) 今後の検討の方向について
 - (3) 統計法の改正について
 - (4) その他
5. 議事内容

○長谷川企画調査課長 それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから第8回FISIM検討委員会を開催いたします。

平成17年10月26日の前回開催いたしました、第7回FISIM検討委員会以降、経済社会総合研究所の幹部が異動となっておりますので、ご紹介いたします。

次長の広瀬です。

総括政策研究官の飛田です。

総務部長の後藤です。

国民経済計算部長の大脇です。

上席主任研究官の川崎です。

それでは、お手元の資料をご確認させていただきたいと思います。

まず議事次第。それから資料1、平成18年度「金融仲介サービスの新たな測定方法とSNAへの導入に関する調査」報告の概要。資料2といたしまして、検討のポイント及び資料2-1

から資料2－6が同じつづりとなっております。

それから、資料3、平成18年度「金融仲介サービスの新たな測定方法とSNAへの導入に関する調査」報告書そのものでございます。それから、資料3－1、同報告書補足資料。そして、資料4といたしまして統計法改正について。そして、最後に参考1から参考3を配付してございます。

もし資料が欠けておりましたら、お知らせいただけますでしょうか。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○井原委員長 それでは、きょうは第8回のF I S I M検討委員会でございます。その審議に入りたいと思います。

なお、いつものとおり、ご発言される際には机の上のネームプレートを立てていただいたら、その立っている方を順次指名いたしますので、その後でご発言をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、まず18年度の請負調査結果につきまして報告していただきたいと思います。

川島分配課長からお願いします。

○川島分配所得課長 それでは、18年度にF I S I Mの調査を行いましたので、こちらの調査結果をご紹介します。

お手元の資料3、200ページ余りありますが報告書でございますけれども、ちょっと厚みがございますので、ご紹介の方はお手元の資料1に報告の概要をまとめましたので、こちらに沿ってご報告をさせていただきます。

まず、今回18年度に行いました調査の目的でございますけれども、これまで7回の検討委員会におきまして、幾つかの課題をご指摘いただきました。その中でも、特に重要な問題と思われる幾つかの点について、今回の調査の課題としております。

一つは、何度もご指摘をいただいた点ですが、80年代の参照利子率がなかなか適切なものが見当たらない。80年代の適用可能な参照利子率の推計方法、これについての検討ということが1点でございます。

それから、タイプ別金融仲介機関を初めといたしまして、マイナスF I S I Mが出てくる部分が幾つかございまして、この部分の解釈と対処、これが2点目でございます。

それから、F I S I Mの実質化に伴います幾つかの問題点についても、ご指摘をいただきました。これに関する部分が3つ目の課題でございます。

さらに、金融仲介機関の自己資金運用等に絡みまして、資金の調達、運用の関係というところ

ろから発生する幾つかの問題がございました。これについて、第4の課題としております。

このほかに、本調査の中では、今後実際にF I S I Mを日本のSNAに導入していく上で障害となるかもしれない、そういう実務的な問題の洗い出しも幾つか行っております。

一つは、これまでの検討委員会のご議論とも絡みますが、F I S I Mの四半期系列の推計、それからこれを受けた速報値の推計方法、この点でございます。

次に、経済活動別にF I S I Mを中間投入する、この場合の経済活動別の付加価値であるとか営業余剰とか、あるいは分配、資本調達等、他勘定への影響ということもチェックの一つでございます。最後に、国際収支表とF I S I M導入後の海外勘定との整合性、これについては理論的にはある程度ご議論いただいた点でございますけれども、これが計数的に確認できるかどうかという点も含めまして、今回の課題とさせていただきます。

これらの課題を検討し以上の目的を遂行するために、この調査では、まず一つは海外に対するアンケートの調査、もう一つは数カ国にインタビューの調査を行いました。また、参照利子率の問題につきましては後ほど触れますが、4つのケースを想定いたしまして、それぞれF I S I Mの表章を試みています。

なお、今回の調査の中で試算を幾つか行っておりますが、これに用いられました基礎データにつきましては、原則として現在、参考試算値として公表されております作業の中で用いているものと同じデータを用いております。この点につきましては、現在、参考試算値で用いているデータ以外に利用可能なデータはないのかという点も調査をしてもらいましたが、時間的に限られた中での作業であったということもございまして、公表レベルで新たに追加できるデータは見当たらないということでしたので、今申し上げましたような形で調査を行っております。

2ページ目の方へまいります。今回の調査に伴いまして、この調査をご指導いただくために検討会というものを設けまして、資料にございますように、学習院の細野先生ほか実務委員も含めて5名の方に検討会のメンバーになっていただいて調査の指導をお願いしております。

なお申し遅れましたが、18年度調査の請負先でございますけれども、三菱UFJリサーチ&コンサルティングさんをお願いをしております。

調査結果でございますが、まず海外各国の動向を調査いたしました。

1つ目といたしまして、アンケートの送付をいたしまして協力をいただいております。調査時点は、昨年11月末から12月の頭ということでございます。調査票を送付したのは20カ国でございますが、結果が回収できたのは19カ国でございまして、回収できた国は資料にございます各国でございます。

回答の中身でございますが、F I S I Mを既に導入をしている国が19カ国中16カ国、導入を検討中と答えた国は3カ国でございます。3カ国のうち、2007年度中の導入を予定しているという国は2カ国ございまして、この時点では未定という国が1カ国ございましたけれども、その後の情報等では、その国も2009年度を目途に作業をしているということでございました。

それから、導入16カ国の公表状況でございますが、F I S I Mの推計をどこまで遡及しているかということでは、80年代以前までさかのぼって推計をしているという国が6カ国、90年代以降について公表しているという国が6カ国、2000年以降のある時点からという国が4カ国でございます。

次に、金融仲介機関の運用残高と調達残高の構成について質問をしております。これはF I S I M対象となる運用残と調達残の関係について聞いたものですが、なかなか質問の意図が理解していただけなかったのか、回答いただいた国は10カ国にとどまっております。回答10カ国中、3カ国がF I S I M対象となる運用残は調達残を下回っているというふうに答えております。2カ国が運用残と調達残がイコール、残りの5カ国が運用残が調達残を上回っているというふうに回答されています。

ここについては、割合も聞いているんですが、未回答、空欄のところが多うございました。ちなみに回答された国のみで計算をしてみますと、これは4カ国平均でございますが、運用残高トータルを100としたときに、調達残は85.8という割合になっております。また、運用残、調達残それぞれの中身について見ますと、運用残を100とするとき貸出が88.4、預金が10.0、その他不明が1.6という割合でございます。調達サイドでございますが、調達残を100としたとき、預金が80、借り入れが20。運用残、調達残の内訳については、それぞれ5カ国平均でございます。

次に、F I S I Mの推計に用いる運用及び調達の利子率ですが、各制度部門で異なる利子率を求めているという回答をしたところが15カ国と、ほとんどでございました。

参照利子率の算出方法については、既に過去の議論にも出ておりますけれども、オーストラリアとカナダは平均の利子率、英国、米国は政策金利あるいは市場金利等を採用していると。欧州諸国初め、残りの15カ国はE U基準に従っている、すなわちインターバンクレート方式を用いているということでございます。ここはまた、後ほどもう少し細かく申し上げます。

次に、マイナスF I S I Mの関係でございますが、参照利子率が貸出利子率を上回る、あるいは逆に預金利子率を下回るということで、負のF I S I Mが発生したことがあると答えた国は7カ国、発生しなかったと答えた国は12カ国でございました。ただし、この12カ国の中には

単純平均のオーストラリア、カナダを含んでいるということでございます。

負のF I S I Mが発生したときに、どう処理しているかという質問をしましたところ、ゼロで置きかえてしまうと回答した国が多ございました。この部分については、フランスからは特に公的部門のところで発生しやすいというコメントが付記されておりました。

問6でございますが、輸出入の関連の部分でございます。

外部参照利率、EU基準では1本となっていたと思いますが、このところの輸出と輸入について、それぞれ算出しているか否かについて問うたところ、それぞれ算出していると答えた国が6カ国、1本であると答えた国が13カ国ございました。複数の利率を計算している国でございますが、ドイツ、アイスランド、オランダ、ノルウェー、スイス、英国でございます。ただし、その計算方法はそれぞれの国で異なっております。

輸出入で負のF I S I Mが発生するというふうに回答した国は11カ国、発生しないと回答した国が6カ国でございます。

輸出入の負のF I S I M、マイナスF I S I Mでございますけれども、2つの対処方法がとられております。1つは、それほど額が大きいという場合に、これを国内でのマイナスF I S I M同様に、ゼロに置きかえるという方法でございます。この回答は3カ国ございました。もう一つ、例えば輸入F I S I Mに負が発生した場合、これは正の輸出F I S I Mとして処理をしてしまう、裏返して反対側へ持って行ってしまおうと答えた国が6カ国ございました。

それから、中間需要のF I S I Mの配分についてでございます。貸し出し、あるいは預金の残高ベースで配分をしていると答えた国が3カ国、各産業のアウトプットに比例させていると答えた国が9カ国、その他の方法は6カ国になってございます。残高ベースとアウトプットベースを混合で用いていると答えた国は2カ国ございました。

次に、産業連関表での中間需要の配分との関係でございますけれども、産業連関表でF I S I Mの配分を行っているという回答した国が11カ国、配分していないと答えた国が2カ国でございます。

11カ国のうち、10カ国は産業連関表におけるF I S I Mの中間需要の配分方法と、国民経済計算上の配分方法は同じであるという回答でございました。

これに関連しまして、オランダでは産業連関表の方はアウトプットベースですが、国民経済計算における産業間配分は残高ベースということでございます。

次に、表章上の問題でございますが、F I S I M導入によって所得支出勘定で計上される財産所得の受け払い、利子の受け払いが異なってまいりますけれども、この際に現実の、つまり

F I S I Mの加除をする前の利子でございますが、こちらについてもデータを公表しているか否かと伺ったところ、公表していると答えた国は11カ国でございました。

それから、過去の遡及との絡みでございますけれども、各国ともある程度の期間、遡及推計を行っているので、それ以前のF I S I Mを導入しない公表部分のデータとは、特に接続されていない。この部分については問題とは考えていないという回答が多うございました。

それから、全体としてF I S I Mを独立した項目で表章しているか否かについては、半数近くの9カ国で表章していないと。独立して表章していると明示的に回答されたのは、4カ国でございました。

それから、F I S I Mの導入後に、これに対する反応がどうであったかという点でございますけれども、金融界等から批判的な反応があったという回答はございませんでした。

最後に、F I S I Mの推計方法について公表していますかという問いに対しては、公表しているという回答が12カ国ございました。

以上が、19カ国に対するアンケートの結果の集計でございます。詳細につきましては、報告書の方をごらんいただければと思います。

次に、このほかに一部の国に対してインタビューを行っております。12月の中旬でございますが、インタビューの訪問先は、資料5ページの上にごございますように、アメリカ、カナダ、イギリス、ルクセンブルク、オランダ、フランスの各国とEU、OECDの国際機関2つでございます。

こちらについても一つ一つの国の回答を個別にご説明いたしますと、やや長くなってしまいますので、詳細は報告書の方に譲るとして、主なポイントをまとめて整理をさせていただきました。この結果、各国で共通していた部分、特にデータの出所の部分についてでございますが、F I S I Mの計測は、政府と中央銀行の共同作業である。したがって、政府が中央銀行等から非公表データを含めた詳細な利息額と、これに対応する残高のデータを定期的に収集して、これに基づいてF I S I Mを計測しているという回答がありました。

EU諸国では、基本的に中央銀行が個別の金融機関に対して定期的なサーベイを行っている。したがって、対応する残高と利子額について制度部門別の詳細なデータを把握しているということで、各国の統計局は中央銀行からこれ入手いたしまして、これをもとにF I S I Mを計算しているということでございます。

それから、2カ国ほどでございますが、イギリス、フランスから特に指摘のあった点で、利子額に関する詳細なデータを入手できるような体制をつくるのが、正確なF I S I M計測

のかぎとなるというご発言がございました。

次に参照利子率についてでございますが、参照利子率の計算方法は、ご存じのようにアメリカ、カナダ、イギリスと、これ以外のEU各国では異なります。アメリカについては、商業銀行が保有するすべての国債と政府機関債の加重平均利回り。カナダについては、調達利子率と運用利子率の中間値、すなわち単純平均値でございます。

カナダの場合、参照利子率は金融機関の種類別に計算しているのですが、1国トータルでは計算をしていないということでございます。

イギリスでは、こちらにも制度部門別に計算をいたしますが、制度部門別、通貨別のレポレートを加重平均して参照利子率を求めている。

EUについては、イギリス以外でございますが、ご案内のようにインターバンクレートを用いているということございました。その際、その他の金融機関も含めて計算をしていますということでございます。

アメリカがインターバンクレートを用いなかった理由でございますけれども、インターバンク取引は翌日物がほとんどであるということで、そのインターバンクレートの水準がかなり低いと、ゼロに近い水準をとっているということございました。

それから、カナダが単純平均方式を用いている理由ですが、マイナスF I S I Mを避けるという実務的な理由と、F I S I Mは貸し手側と借り手側との双方に等しく配分されるべきであるという考えを持っているということございました。

アメリカ、カナダ、イギリスの場合、参照利子率を用いたF I S I Mを分割するのは、商業銀行に関してのみでございますが、その他の金融機関については預金を扱っていないということで、すべて借り手側のF I S I Mに一括受け入れするということございました。

それから、イギリスを除くEU各国でございますけれども、ノンバンク等その他の金融機関のデータも含めて、インターバンクレートを計算しているということでございます。銀行とその他金融機関の区別はないということです。

それから、F I S I Mの配分に関してでございますけれども、アメリカ、カナダではF I S I M総額をまず求めてから制度部門に配分する。現在、日本が参考試算値で用いているように、上からブレークダウンしていくという方法をとっておりますけれども、EU諸国では先ほど申し上げましたように、制度部門別の基礎データを用いる関係で逆に積み上げていくという形をとっております。

それから、EU各国では預金、貸出の利息額、残高を制度部門別に把握する、これを集計し

て総額を求めるという形でございまして、制度部門別の分割という作業は、計算過程で発生してこないということが特に整理されております。

それから、F I S I Mの中間需要分、産業レベルでの配分でございますが、先ほどのアンケートにもございましたように、基本的に産出額をもとに按分しているということでございました。

以上が、海外各国のアンケートとインタビューによる現状の把握でございます。

次に、今回の調査におきまして、幾つかの点についての理論的な整理をしていただきました。

まずF I S I M推計と参照利子率の関係についてでございますが、まず1点目、ご案内のように我が国においては、F I S I Mの推計対象となる部分について見ると、調達残が運用残を上回るという傾向がございます。この状態でF I S I Mを計算しました場合、その推計値が金融仲介機関の現実の利ざやを上回ることになりかねないと。この点について、検討会の実務家委員を中心に懸念が幾つか表明されておりますが、この点につきましては、後ほどご検討のポイント2の方で少し細かく説明させていただきます。

それから、2点目といたしまして、80年代のマイナスF I S I Mについてでございます。

お手元の資料の8ページに、各種の利子率の推移を80年代から直近のところまでグラフにさせていただいておりますが、ざっとかいつまんでご説明をいたしますと、やはり80年代の規制金利の時代から、90年代以降の自由金利の時代へという流れの中で大きく局面が変わっているということがございます。この辺が80年代のマイナスF I S I Mの要因の一つになった可能性は否定できないというのが、今回の調査の一つの整理でございます。

80年代についてみますと、一つは自由金利であった金融機関相互間の金利水準、有担コール翌日物等がグラフにございますけれども、この部分はかなり波打った推移をしていると。また、有担コール翌日物の金利水準でございますけれども、短期プライムレートを上回るような動きをしているということが見てとれるわけでございます。総体的に見れば、80年代においてはコール市場の位置づけは補完的な意味合いが強かったという整理がなされております。

コール市場については80年代半ば、85年7月からでございますけれども、無担保取引が開始されます。このために、金融機関にとっても使い勝手が向上いたしまして、無担コール市場のインターバンク取引における位置づけが高まっていったということでございます。

また、金利の自由化につきましては、日米円ドル委員会報告書を起点としまして、段階的に進められました。最終的には、94年秋の預金金利の完全自由化というものをもって完結したということで、ほぼ10年ほどの幅をもって順次なされていったという整理でございます。

また、金融政策手段の点につきましても整理をされておりますが、この部分については時間の関係で割愛させていただきます。

もう一つ、80年代のマイナスF I S I Mの関連でございますが、全国銀行協会の「全国銀行財務諸表分析」の整理を9ページのところでしております。こちらを見ますと、82年から88年度でございますが、この間の貸し出し金利が預金債券等原価を下回っている動き、図表の3-2でございますけれども、このような動きが観測されております。それぞれの指標につきましては注のところにございます。

F I S I M計算時の各種概念と、この全国銀行の財務諸表分析における指標の概念とは必ずしも同一ではございませんので、一定の留保は必要でございますけれども、ただここで見る限り、80年代の貸し出し取引の収益性がマイナスとなっていたということは事実であるということで、営利企業であるからマイナスのF I S I Mが出ることはおかしいと言い切ることは、やはり一定の留保が必要だというのが、ここでの整理でございます。ただ注記といたしまして、今回の作業で用いているデータ、利子額と残高をそれぞれ別の資料から持ってきて計算をしている関係で、やはりその辺の整合性が完全に確認できないということがございまして、断定的に整理することは難しいということがございました。データの問題については、後ほどもう一度ご説明させていただきます。

今回の作業では、冒頭のところでも少し触れましたように、幾つかのと申しますか、かなりの試算をしてもらいまして数字を実際に見ながら、それぞれの問題点をチェックしていくという方法をとっております。参照利子率については、今回の調査では4つのケースの計算を行っておりますが、10ページの図表の4-1は、煩雑になる関係で二本しか掲載してございません。現在、参考試算値で用いておる金融・保険業からの調達金利方式と、単純平均方式のグラフを重ねてございます。残りの2本につきましては、ちょっと飛んでしましますが、資料2の方の3ページ、4ページ、資料2-1のところですが、「参照利子率のとり方とF I S I M推計について」ということで、今回推計をしていただいた4つの参照利子率を掲載してございます。

先ほどご紹介を申し上げました2系列のほか、市中金利が何か使えないかということで、これは報告書の方には細かく載っておりますけれども、幾つかの指標について検討いたしましたのが、なかなか適切な指標がないということで、ここでは国債先物利回りの10年方式ということで、参照利子率の候補の一つとして計算しております。

それからもう一つは、過去のご議論においても、なかなか想定したような参照利子率の動き

が得られない理由の一つとして、公的金融であるとか、あるいはノンバンクの動きが、全体としての参照利子率の動きをかなり攪乱しているのではないかというお話がございました。ノンバンクについても、これを除くとどうなるかというチェックをしていただいたのですが、後ほどまた出てきますけれども、ノンバンクは直近のところはかなりウエートが上がってきています。これを除いて参照利子率を計算すると、参照利子率自体が全体的な調達利子率を下回るような動きが出てしまうということで、今回は計算の途中で断念をしております関係でグラフの掲載をしてございません。公的金融を除く単純平均方式というものを、もう一つ計算してもらいました。以上の4ケースで推計をやってもらっているということでございます。先ほどの資料1の10ページのところに戻りまして、この4ケースについて年次系列の試算をしてもらいました。

その結果でございますが、11ページ、図表4-2の枠内でございますけれども、幾つかのチェックポイントで比較をしております。

1つは、名目GDPの成長率がそれぞれの参照利子率で推計したFISIMを入れた場合にどの程度動くかということでございます。名目GDPの成長率に変動に与える影響が最も小さかったのは単純平均方式でございます、マイナス0.5からプラス0.4。これに対して、国債先物利回りを用いた計算では、マイナス1.3からプラス1.5となっております。ちなみに、現在参考試算値で用いている方式で計算をいたしますと、マイナス1.2からプラスの0.8という影響が出ております。

それから、今回の調査の試算では、冒頭申し上げましたように支出面だけではなくて、これ以外の勘定面への影響も計算をしてもらっております。営業余剰・混合所得に対する影響というものもございますが、各中間需要、各経済活動に配分いたしますので、特定の産業なり経済活動なりのところに大きく影響してしまうということが一つ懸念されましたが、ここの影響は余り大きくはございませんでした。

それから、貯蓄率に対する影響ということで家計の貯蓄率でございますが、ここのところも最終需要に配分される関係で最終消費が膨らんでまいります。一方で同額、利子の受け払いのところ調整されますので、可処分所得が膨らんでまいります。結果的に、貯蓄額は変化なしということになりますので、貯蓄率の推計の際に分母がやや膨らむということから、結果的に貯蓄率がややマイナス側に振れるわけでございますけれども、この影響がどの程度であるのかということでございます。

ごらんいただきますように、参照利子率による違いは余り大きくございませんで、最大マイ

ナス0.3もしくは0.4ということでした。

それから、支払利子が各制度部門ごとによって変わってまいります。受取利子の方は従来計上しております受取利子よりも増額されるわけですが、支払利子の方はF I S I Mを導入しますと減額されます。これまでの財産所得の受け払いの部分で計算していた利子の受け払いの方法、これを制度部分に配分する方法と、F I S I Mの制度部門間の配分の方法が必ずしも同一ではございませんので、特定の部門の支払利子に大きな影響が出るということが懸念されましたが、この部分についても結果的には余り大きくなかったということになります。

年次系列の名目についての推計の結果は、以上でございます。

次に、F I S I Mの実質化についてでございますが、現在、参考試算値方式でもEU準拠ということで、残高をGDPデフレーターで実質化し、また率差の部分は基準年の率差で固定する、あるいは基準年と比較年の率差の違いを率差デフレーターと呼ぶことにすれば、これで除すということになりますが、今回の作業も同様に行っております。

ただし、一つだけ単純平均方式の実質化でございますけれども、GDPデフレーターを用いずに、それぞれの需要項目ごとに対応する需要項目デフレーターで実質化したらどうなるかという点についても計算を行っております。

F I S I M導入による実質GDPの影響を試算したところ、一覧表が下に、図表5-1がございまして、単純平均方式がマイナス0.2からプラスの0.1。ここは実質GDPの成長率への影響でございますので、需要項目別に計算をいたしましても余り違いはございませんでした。他方で、金融・保険業からの調達金利方式がマイナス0.2からプラス0.5。一番大きかったのが国債先物利回り方式でございまして、マイナス0.6からプラスの0.7という結果でございました。それから、生産面についても実質化をする関係で、実質の営業余剰・混合所得への影響というものを見てみましたが、こちらの方はいずれの方式で計算しても余り大きくないという結果が得られております。

以上が、年次系列についてでございます。

それから、従来の参考試算値では年次系列のみの推計でございましたけれども、今後の推計に向けて、これを四半期化してみるとどうかという計算もやってみました。ただ、ここはご案内のように、現在入手できている利子額が、決算書ベースで年度額しかございません関係で、結果的にはほとんど残高比例で配分する、輸出入の部分を除いては残高比例で配分するという形をとらざるを得なかったということ。裏を返しますと、各四半期の利子率の部分年度間では横ばいになってしまうという、推計上、利子率で見たときに利子率が階段状になっ

てしまうということ避けられなかったということが、今回の作業の時間的な制約もございませうけれども、今回の四半期系列の推計になっております。

それから、これを受けまして四半期の速報値の推計についてもチャレンジしていただいたわけでございますけれども、確報部分の四半期化が今申し上げましたように一定の限界を持っているということから、速報部分の四半期の推計というのはなかなか適切な結果が得られないという形になっております。

今回の速報推計に当たっては、まず利子額の部分のデータが得られませんので、利子率を延長するという形をとってございまして、特に調達側の利子率については、回帰計算で補助系列を用いて延長するという形をとってございまして。

それからもう一つ、四半期の速報部分についても実質化を行っておりますけれども、QEの極めて短時間の中で行われる推計について、上位デフレーターを事前に見ることが難しいだろうということで、今回の作業の中では、物価指数を用いて上位デフレーターを回帰計算するという試みも行ってございまして。

ただ、この部分につきましては、お手元の報告書の中でそれぞれ回帰式が掲載されておりますけれども、今回の作業の中で、この部分が一番最後の部分になってしましまして、余り十分な検討が行われていないということで、回帰式については幾つかのもので符号条件を満たしていない式が掲載されております。この部分については、お手元の資料の3-1というところに、報告書の補足という資料を添付させていただきました。この中で、これも完全ではないんですが、一応、符号条件を満たしていない部分については、若干の改善は、私ども事務局の方で幾つかトライをさせていただいておりますので、ご参考としてご覧いただければと思います。

実は、これによりまして、実際に報告書で報告された名目の四半期速報の推計よりは、名目部分については確報部分との乖離は縮めたことになりました。ただ、実質計算につきましては、なかなか思ったような結果は出ていないというのが現状でございます。

それから、このところで幾つか収束計算の問題等が出てまいりますけれども、これについては後ほどご説明をさせていただきます。

それから、その他の諸課題についてでございます。F I S I Mの実質化については、今回の検討会の委員の中から幾つかの点についてご議論が出てございませうけれども、この部分についてももう一度、もう少し細かくご説明をさせていただきます。

それから、SNAと国際収支表の整合性についてですが、このことにはF I S I Mの導入に

よって、輸出入にF I S I Mのサービスの取引額が加除されることとなりますけれども、導入前の財産所得の受け払いとして計上されていた利子の一部が、サービスの輸出入に移動するということですので、結果的に経常収支に与える影響はないということですので。

なお、B O Pの国際マニュアルが、こちらの方も2008年に向けて改訂途上にあるというふうになっておりますので、国民経済計算と国際収支表が平仄が合う形でF I S I Mが導入されるならば、内訳レベルでも整合性が期待できるというふうに整理しております。

最後に、一次データ整備の重要性ということですが、現在、参考試算値として用いているデータ、これまでご案内のように公表ベースのデータに基づくものということで計算をいたしております。そのために、ただいまの説明の中でも何度かありましたように、一部推計や代替データに頼らざるを得ない面もあるということで、このことが計測値の正確性を毀損している可能性がないとも必ずしも言い切れない部分がある。より正確な計測を行うために、このような推計や代替データに頼らなくて済むようなデータを用いる努力を図るべきではないかというご指摘がございました。

このご指摘を受けまして、私どもとしまして、本日、日本銀行さんにお越しいただいておりますけれども、あるいは金融庁さんで、産業連関表の方のF I S I Mと申しますか、金融業の配分を担当されておりますので、これら関係当局ともご相談をさせていただきながら、今後より正確な計測が行えるような体制というものをつくっていかうかというふうに考えております。

甚だ駆け足でございますが、以上で一旦報告の概要のご紹介とさせていただきたいと思えます。

○井原委員長 どうもありがとうございました。

本日の議論の内容でございますが、これは事務局から重点的にご意見を伺いたい点につきまして、ペーパーを用意されております。先にその説明をお伺いしてからご議論をいただければいかがかと思うんですけれども、その前にただいまの説明の範囲内で、特にご質問があればお願いしたいと思います。

○日本銀行 日本銀行の大森でございます。

実際この報告書の概要を今ちょっと拝見いたしまして、非常にいろいろおもしろい結果が出ているんですけれども、一つだけ、なぜ貸出約定平均金利ですとか、銀行業は上場企業であればもう四半期決算を出していますので、80年代にさかのぼるために、80年代までデータがないから、それは使わないということではなく、例えば90年代から使えるようなものでも、まず足

元を固めるということ、足元でどういうものが適当なのかということをやってみるということは、まず先に検討されるべきではないか。つまり、一次データの整備の重要性ということが書かれておりますが、このF I S I M概念は、どこまでいっても推計値なんですよね。だから、一次データが利用できたとしても、例えば利率の取り扱いを間違えると、それはマイナスにもなりますし、変な動きもするわけです。

実際に、ではどうするんですかという、統計調査によって、お宅の会社の間接的な金融サービスは幾らですかという調査を実際にするというんだったら、一次統計のデータの整備という意味は出てくるわけですがけれども、もしそうでないんだとすれば、どこまで行っても推計値、これはAからBを引いた推計値でしかないわけです。

なので、もっと足元で、例えば90年代、90年代後半という非常にちょっと、やや日本の金融市場としてはイレギュラーな時期に、どういうデータがあって、どういうデータが使えないのか、あるいは何が使えて何が無いからだめなのかということについて、これでは、まだ少なくとも実物のQ Eを推計されているようなレベルで十分統計の吟味——今公表されているデータの吟味を行ったとはちょっと思えないんですね。そこについて、まず一次データの整備ということの前に、そこを十分検討されてしかるべきではないかというのが、まず1点です。

それから、計測は政府と中央銀行の共同作業であるという点につきまして申し上げます、各国の中央銀行法の規定に、データをとることができるか、できないかということは規定されております。恐らく、この共同作業をしているところは、中央銀行が必要だと思うデータは、法律上の根拠をもとに取り得る。ところが、我が国の法律ではそうになっておりません。そういったことを前提の上で、どのようにいろいろ共同で検討を進めていくかということを含めて、体制整備をすることについては、異論があるわけではございませんけれども、一足飛びに一次データの整備に行ってしまうのは、そういう結論が出てくるのは、多少どうでしょうか、十分検討されたと言えるんでしょうかという疑問をあえてここで提示しておきます。

○井原委員長 もっともなご意見だと思うんですが、どうですか。

○川島分配所得課長 一つは、今回の作業の中では、各委員の方からいろいろいただいたご意見として、推計期間の途中で計算方法が変わるとするのは好ましくない。少なくとも公表される全期間について、統一的な方法をとってほしいというご意見は1点ございました。

それから、ここは表現でもし誤解があるといけませんので、今お手元にございます報告の概要は、報告書の表現をそのまま写しておりますけれども、一次データ整備ということが、直ちに調査票を配るとかという形でのデータ収集を指しているわけではございません。私どもが今、

公表データとして入手できるデータに基づいて計算をしてきた結果がここまでですという一つの数字が出てまいりましたので、今回の調査の中でも冒頭、請負先にはお願いをしてあったんですけれども、例えば我々が気がつかないような業界団体さん内部のデータなり等で、実際はお願いすれば使えるようなデータというのがあるのだろうか。その点も含めて、ここでは整備という用語でくくっておりますけれども、これは日本銀行さんのようなところとも、今後いろいろご相談をしてお教をいただきながら考えてまいりたいと思いますけれども、データ整備という意味がすべて一次的な調査票を配布するという意味ではないと、そこはご理解いただきたいと思います。

それから、せっかくその話が出ましたので、先ほどちょっとざっと駆け足で言ってしまったかもしれませんが、英国の場合、インタビューをした中で出てきましたのは、当初これまでにとれるデータということで、中央銀行と政府機関でいろいろやってみただけでも、なかなか好ましいデータが出なかった。好ましい推計結果が出なかったということで、英国の場合には政府と中央銀行が一体となって、新しい調査様式を作成して金融仲介機関に協力を要請したと。このデータが出てきて改めて推計をし直したところ、実はそれまで問題とされていたかなりの部分が解消したというようなお話がございましたので、これは一つご紹介という形にさせていただきます。

○井原委員長 よろしゅうございますか。

そのほかに何かあれば。どうぞ。

○作間委員 ありがとうございます。

後で検討のポイントを整理してくださるようなので、もしかすると重なってしまうかもしれないのですが、幾つかテクニカルなポイントを聞かせていただきます。

まず今回の、この請負調査というのは実務的な問題に限定されていて、F I S I Mの原理、F I S I M配分の原理に関する問題については、請け負いの対象ではなかったのかどうかということをちょっと確認しておきたいと思うんですけれども。そういう原理にかかるような問題について、この請負作業の中で、検討委員会のメンバーの先生方から何かあったのかどうか、教えていただけたらと思います。

それから、アンケート調査、インタビュー調査をなさったということですが、ちょっと偏っている。ほとんどEU諸国で、EU以外の国が数カ国入っているだけで、アジアは全然ないし、ラテンアメリカとかアフリカとかもないということ、このセレクションの方針はどういうことであつたのかということ。

それからアンケート調査やインタビューの結果が示されているわけですが、EUは規制をかけていますから同じような回答をするはずだと想像されるんですけども、そうでもなかったわけですが、EUの国々はこういう反応をした、ほかの国はこんな反応だったというふうに、そういう情報は得られるのかどうかということ。

それから、検討のポイントに入っているかどうかかわからないんですけども、公的金融のペーパーはかなり違うということが、今回の調査で確認されたようにも思われるのですが、そういう理解でよろしいのかどうか。

それから、デフレーターの問題ですけども、この委員会で提出させていただいた私のペーパーの中で、物価指数の問題として、指数を作成するという問題として検討したらどうかという提案をさせていただいたつもりなんです。実際、総務省さんはやっつけちゃってと思います。日銀さんもやっつけちゃってと思いますけれども、ユーザーコストという観点から金融サービス、物価指数をつくってみようではないかという動きは実際あるわけだし、日本でも検討されていると思います。そのような方向での検討は今回なかったように、分配課長の説明では思われるんですけども、その理解でよろしいのかどうか。

それから、F I S I Mというのは利子率から、大森さんがおっしゃったように間接的に推計されているわけですが、特にQEなどでF I S I Mを計上しようという方向をとる場合、利子率の微妙な変動が景気動向の判断に影響を与えてしまうのではないかという心配はどうしてもあると思うんですね。その点は、今回の調査でわかるのかどうか。

あと、I-Oについては原理の問題になってしまいますけれども、検討ポイントに入っているかどうかよくわからないですけども、I-OにF I S I Mを入れるという場合、その意味づけですね。例えばアウトプット比例でF I S I Mを産業配分した、それでI-Oはつくれると思うんですけども、I-Oのユーザーはそれでうれしいのか、意味があるのかということは大いに問題にするべきだと思うんですね。もともとI-Oの投入係数というのは、完全に技術的なものではなくて社会経済的な意味づけをせざるを得ないような部分が確かにあって、例えば銑鉄1トンをつくるのにゴルフを3時間やらなければならないとか、そういう係数まで入っていると思いますけれども、それ以上にF I S I Mの場合、銑鉄を1トンつくるのにF I S I Mが何単位必要かというのはゴルフの場合以上に意味がないことではないかという危惧があって、そうすると68SNAが考えていた構造、僕はそのことを昔「公共中間財」という言葉で表現したことがありますけれども、特別な取り扱いをしなければならないような生産構造、生産の仕組みをI-Oをやっている人たちもモデルの中に考えなければならなかった。68SNA

AのF I S I Mの取り扱いはI-Oユーザー、I-Oを使ってモデルビルディングをしようとする人たちに、それを考えるきっかけを与えるものであった。でも実際には、I-Oユーザーは68SNAが提示した線に沿って問題点を考えてくれていなかったのではないかと考えています。

○井原委員長 お答えできる範囲でどうぞ。

○川島分配所得課長 非常にたくさんのご質問、ご意見をいただきました。

まず最初の実務的な問題だけに偏って、原理的な問題が議論されていなかったのではないかとございますけれども、原理的な問題は幾つか基本的な枠組みにかかわる点がございますので、この後の検討のポイントの方でお話をさせていただきます。

それから、海外アンケートの国をどうやって選んだかということでございますけれども、私どももすべての国について、どこを窓口にするかF I S I Mの正しい回答が得られるかということにはわかりませんので、当初、昨年の初めに開かれたSNA関係の国際会議に出てきた人間を通して、貴国のF I S I M担当者にお知恵をかりたいので窓口を教えてくださいという質問をさせていただきます。投げた国は20数カ国あったのですが、回答が返ってきたのが20カ国であったということで、今回の調査対象とならざるを得なかったというのが現実でございます。

それから、公的金融のビヘービアが違うということは、計数面では今回の数字、結果でも出ておりますので、そちらの方に回したいと思います。

それから、実質化の問題につきましては、先ほど少し申し上げました。今回の実質化の中では、残高をGDPデフレーターで除するほかに、それぞれ対応する需要項目でというところまではアプローチを広げておりますけれども、なかなかおっしゃるように新規の物価指数を改めて作り出すということになりますと、非常に人員もかかりますし時間もかかるということで、そのような検討は今回いたしておりません。

それから、QEに入れたときの影響というのは、まさにそれは私どもの一番心配するところでございます。そういう点でも、今回のQE推計については、かなりラフな形で作業が終わってしまっているわけで、ご指導いただきながら、今後さらに、ここは検討を続ける必要があるという感じを持っております。

最後にI-Oとの関連でございますけれども、I-Oの金融部門につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、金融庁さんの方で推計を担当されているというふうに理解しております。私どもは、直接お答えできる範囲ではないのですが、一応承知している範囲で言えば、現在ですと帰属利子は残高をベースにして配分額が算出され、各産業、各商品に配分されているというふうを書いてあったかと思えます。

○井原委員長 ちょっと具体的に検討の課題の内容の中で検討した方がいいような問題がたくさんありますので、そちらに移らせていただきます。

それでは、議題2の今後の検討の方向について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○川島分配所得課長 それでは引き続きまして、お手元の資料の2の方で、検討のポイントを数点整理させていただいておりますので、こちらに沿って私どもの問題意識の大きな点、今回の調査報告を受けてということでございますが、ご紹介させていただいて、こちらを中心にご意見をいただけるとありがたく思います。

まずポイントの1でございます。参照利率のとり方とF I S I Mの推計についてということでございますが、先ほどごらんいただきましたように、資料2-1で今回は参照利率を4ケース計算をしていただきました。なかなか思ったような結果が得られない、隔靴搔痒の感もあるんですが、4ケース計算してみたということでございます。さはさりながら、なかなか望んだような結果は得られていないと。

一つ、今回の作業を通じて気がついた点は、参照利率というのは、これにサービス料を加えることによって、調達・運用利率ができるのであれば、基本的にはこれまでのご議論からも類推できるように、調達・運用利率の真ん中を通るのが自然であると。しかし、リスクプレミアムが存在するので、その分シフトしますよということが、これまでご議論いただいたところから理解できるわけでございますけれども、例えば最近の金融の動きを見た場合に、2005年度からは例えば家計が銀行に預金を持っていても、何かあったときには一定額以上は元本は保障されませんよというような、これは家計から見てのリスクの増大ということになるのかもしれませんけれども、そういうことが起き始めているわけです。

そうすると、それだけをとれば、恐らく調達利率が上昇する要因になるのかなと思いますけれども、これは2005年度ということですから、今回の試算の中で一番最後の年、1年で必ずしもそのような外的環境が直ちに数字にはね返ってくるということも言い切れないわけですが、なかなかそういう動きを実際の計数で反映するような形にはなっていない。

一方で、現在計算している金融保険業からの調達利率方式でございますけれども、この資料2の5ページ、6ページに借り手側と貸し手側のF I S I Mを制度部門別に配分をしたときのシェアが載っておりますけれども、貸し手側に占める消費者家計のシェアというのはかなり大きいわけでございます。さらに、それが近年ウエートが上がってきているという傾向がございます。

ここのところを別の形で7ページの資料2-3で確認することができます。前々から出てお

りますように、現在用いている利子額と残高の数字というものが、出典が異なりますので一応その辺の細かいところを捨象しまして、一つの参考として整理してみたらという表でございますので、数字自体はかっちりしたものではないかもしれませんが、一応参照利子率と運用利子率のそれぞれの中身における金融仲介機関種別のウエートの推移というのが見てとれます。

ここで年を飛び飛びにしかとっておりませんが、もともとこの表で80年代のところの動きが読み取れるかなという意図で作成しました。ですから、年が飛び飛びになっておりますが、参照利子率の方を見ていただきますと、90年あるいは直近のところもそうでございますけれども、借入金の中でファイナンス会社のウエートというのがかなり上がっているということが見えると思います。一方で、運用利子率ですとか、この表にはございませんけれども、一般的に調達利子率も、これは参照利子率に比べれば相手方が多いわけですから、ノンバンクを中心とするファイナンス会社のウエートというのは、参照利子率に比べれば総体的に低い。

そうしますと、結果的に物すごく影響が高まると、参照利子率の総体的なポジションというのが、調達利子率寄りから運用利子率寄りのところへ上がってくる。それは4ページの下の現行の方式の参照利子率の動きからも読み取れるわけでございます。こういうことから見ますと、なかなかこの部分が影響して、理論的な動きとはやや異なる部分で参照利子率が動くのかなという懸念が一つございます。

もう一つは、これとは別に参照利子率がちょうど基準年ごとに比べてみたときに、運用利子率、調達利子率との総体的な位置を大きく変えるということがあった場合に、基準改定を行いますと、そのときの基準年の率差を固定して実質額を計算いたしますので、結果的に全期間にわたって実質GDPの水準、これは伸び率ではなくて水準そのものが大きく変わる可能性が出ております。ちなみに、今回の計算では、もともとこのことを想定していなかったので余りきっちりした計算ができていないのですが、古いところは95年基準しか今公表してございませんので、今回の計算の中でも、古いところは95年基準で計算をいたしました。新しいところ、95,96年以降については2000年基準で、全体のGDPも出ておりますので、F I S I Mの計算に当たっても2000年基準で実質値を計算いたしました。

真ん中の95から97の3年間は両方の基準で重なりましたので、この部分について現在の方式と単純平均方式、2つで比較してみますと、単純平均方式ですと基準年が5年動いても、この3年間のGDPの実質額、100から300億程度の上積みにとどまりました。

ところが、金融保険業からの調達金利による参照利子率方式ですと、先ほどの4ページのグラフで見ていただきましたように、95年にはまだ平均調達利子率に近かった水準が、だんだん

2000年にかけて中間に向けて上がってきている。この結果95から97の3年間で、各年約1.5兆円程度、実質GDPが上積みされる結果になっております。この程度、参照利率が動いて、この程度の影響が出てくるということでございますので、恐らく参照利率が、例えば過去の90年前後に見られたように、5年間で運用利率に近い水準から調達利率に近い水準、あるいはその逆に大きく動いた場合には実質GDPの水準がそれだけで、他の条件に全く変化がなくても、例えばGDPデフレーターが5年間全く動かなくても、結果として数兆円、実質GDPのレベルが全期間に渡って上がる、あるいは下がるというような結果が出てくることが考えられます。

このようなことを踏まえましてときに、単純平均方式による参照利率の持つメリットについても再評価する余地があるのではないだろうかということが、ご検討いただきたい点の第1点でございます。

それから、2番目でございますが、金融仲介機関の利ざやとFISIMの関係。これもやや理論的な話になりますが、お手元の資料の2-4、8ページのところに簡単な図解でご説明させていただいております。先ほどの海外アンケートの結果でもございましたように、EU方式等で想定されていたケース、実態的にも調達残高、FISIM対象だけで見ればというケースですが、調達残高よりも運用残高の方が大きいケースが多かった。このようなケースでは、運用残高と率差を掛けた面積A、調達残高と率差を掛けた面積Bの和がFISIMになるわけですが、一方で金融仲介機関の利ざやというのは、受け取り利息A、B、C、Dの面積を足したものから支払い利息、面積Cを引いたものですから、A、B、Dの和ということになります。

従いまして、計算されたFISIMは、金融仲介機関の利ざやよりも面積Dの分だけ小さい、こういう形になっております。当然、想定されますように、FISIM対象の調達残と運用残がイコールであれば、全くこの問題は生じない。先ほどもちょっと触れましたように、我が国においては調達残の方が運用残を上回っております。ここで何が生じるかといいますと、金融仲介機関の受け取り利息A、B、Cから支払い利息C、Eの面積を引いたもの、したがって、金融仲介機関の利ざやはAプラスBマイナスEという計算になります。

一方で、FISIMはそれぞれの残高に率差をかけておりますので、面積Aと貸し手側FISIMのBプラスDの和になります。結果的に、計算されたFISIMが金融仲介機関の利ざやを面積DプラスEの分だけ上回るということが生じてまいります。ここのところを理論的にどう整理すればいいのかという問題が、ご指導いただきたい点の2番目になってまいります。

なお、この点につきましては、今回の検討会の中でも幾つか懸念が示されておりますし、そ

これから海外の方で補足的に申し上げますと、米国BEAとのやりとりの中で、やはり計算されたFISIMは銀行の純受取利息を超過すべきではないというような文言が返ってきております。FISIMの源泉というものが、金融仲介機関の利ざやにあるとするならば、預金あるいは借り入れとして金融仲介機関が調達した残高のうち、貸し出しに回らずFISIM対象以外の債券運用、国債等の運用に回っている部分というのは、金融仲介としての機能が完成していないのではないかとということも考えられますので、例えば運用残高にあわせて調達残高の方の長さを切るというような点も含めて、ご指導いただければありがたいと思います。

それから、実質化についてでございます。実質化について、今回は一部の系列について、先ほどご説明させていただいたように、需要項目別のデフレーターを充てております。ここでの懸念は、最終需要については6割前後は家計の最終消費ですから、そういう意味では需要項目別のデフレーターを充てても、GDPデフレーターを充てても、それほどまだ影響は大きくない。一番気になりますのは、中間需要分にGDPデフレーターを充てるということが、理論的にどのように理論づけられているかという部分でございますけれども、仮にということで今回計算いたしましたのは、この資料2の一番最後でございますけれども、需要項目別デフレーターの実質化というポンチ絵的なイメージがありますけれども、最終需要については、それぞれの需要項目のデフレーターで残高を除す。中間需要については、中間投入計のデフレーターで、FISIMの中間投入部分の残高を除すという形で計算してみました。

当然、全体のバランスがございまして、FISIMの産出トータルの部分というのは、総需要のデフレーターで除すことで全体の整合性をとっております。こういう処理の仕方がよいのかどうかということについても一つお願いをしたいと思います。

もう一点だけ、この需要項目別デフレーターを用いる方式について追加をしておきますと、現在SNAの推計というのが事実上、計算部は50人程度人数がいるわけですが、各課でそれぞれの担当者が持っているシステムというのを合わせると、そのSNAという全体のトータルシステムの中で、サブシステム、サブサブシステム、恐らく何十本かのシステムが動くことになり、これらの全体を回した上で最終的に得られる当期のGDPデフレーターを、もう一度単品レベルに戻して計算するということになると、かなり時間のロスをするということも考えられますので、より一段下げた需要項目別のデフレーターを用いることができるのかどうかという点の問題提起でございます。

それから、2枚目にまいりまして、四半期系列とQEでございます。先ほど申し上げましたように、結果の説明でもご報告させていただきましたように、四半期系列の部分というのは、

残高で各四半期に配分してしまっていますので、結果的に利子率が年度内固定になっている。このために、年度の境のところでかなりがたがたと動いてしまう。特に生産面は今、歴年ベース中心で計算されますし、支出面は年度ベースのユーザーが多いということ等を考えますと、こここのところはやはり問題を残しているというふうに考えられます。

先ほど日銀さんの方からも少しご提案がございましたけれども、少なくとも代替的な市中金利等の動向を補助指標として四半期に調達・運用利子率を分割していくということで、四半期から年度あるいは歴年を積み上げていくという計算方法も考えられるかどうか、この辺についてもご指導いただけるとありがたいと思います。

加えて、QEの部分ではどうしても、極めて短期的な時間の中で推計をすることになります。確報で導入してQEでF I S I Mを導入しないということもかなり難しいかと思っておりますので、そうしますとこここの部分については得られる補助指標を用いて回帰計算をするということが、やはり考えられるのではないかということです。この部分についてもこれが現実的な選択肢で許されるか否かについてご指導いただければと思います。

最後に、循環推計の問題でございます。ここにつきましては、これまでのご議論等が出てきているとは思いますが、一つは今申し上げたように、最上位のGDPデフレーターを用いて品目別の計測をするということになると、そこで場合によっては導入後の公表日程に影響を及ぼすというようなことも可能性としては無しとしないということがございます。残念ながら、今回までの計算で実際に導入されたら実質化等を担当するであろう各課のシステムが動いているわけではございませんので、そここのところはここで私の方から端的に申し上げるのはいかがかと思っておりますけれども、こういった点も踏まえてご議論いただければと思います。

それから、もう一つが、これは過去の議論の中でイタレーションが必要か否かという点が一度出てまして、林委員のご報告もいただいていると思っておりますし、ただ現在の参考試算値が一応イタレーションを行っておりますという形で公表されていると思っておりますので、この点について教えをいただければと思います。

ちなみに、今回の請け負い調査の中では、過去の検討委員会での林委員のご報告等をさらに敷衍した形で、残高を除くデフレーターとしてはF I S I Mを含む必要がないであろうという考え方のもとに計算をしておりますので、イタレーションは行っておりません。報告書の中では、多少その辺に言葉を足ささせていただいて、例えば家計が銀行に預金をする場合、預金することによって銀行の調達のある残高がふえて、これをデフレートするわけですがけれども、その預金をした額の持っている実質購買力といえますか、これの大きさを測るとすれば、当然預

金をしてしまえば貯蓄ですので、物は動きません。仮にそのお金を預金しなかったならばと考えると、当然もうF I S I Mのサービスがなくなってしまうわけですので、それ以外の399品目の財貨なりサービスなりの購買に向かうであろうということが考えられる。

このように考えると、F I S I Mを含まないGDPデフレーターなり需要項目別デフレーターなりで残高をデフレートするということは理論的に許されるのではないかと、今回はそのような整理をして計算をしておりますけれども、こういう考え方でよろしいかどうか。

以上、ご検討いただくポイントについての説明としては、甚だ駆け足で申しわけございませんが、時間の関係もございますので、以上の点について中心的にご議論いただけるとありがたいというふうに考えております。

○井原委員長 ありがとうございます。

前回までの当委員会で大枠はお認めいただいたわけですが、そのときに幾つかの問題点を積み残していた。その積み残された問題点が、また今日まで引きずっているという、そういう傾向がかなり濃く見られると思います。

それで、事務当局も、これは現実に推計しなければいけないので、いろいろ悩ましい点、それから方向性等について、きょうはここでご意見をいただければと思います。

それで、余り時間がもうなくなりましたので、効率的に議論をしたいと思います。どうぞ。

○日本銀行 1番と2番について、運用残高と調達残高がイコールの場合は、参照利子率は当然、単純平均値になりますので、そういう考え方はひとつとれると思います。ただし、今議論されている93SNAのリビジョン1では、貸出と預金と分けて計算する、貸出は貸出としてサービスだ、預金は預金としてサービスだという考え方をしていますので、仲介概念がそもそももう後退しつつある中で、仲介に回らない部分を対象としないという理屈立てがどうとれるかということだと思います。単純平均値をとる場合には、それは運用残高と調達残高がイコールの場合は定義により、単純平均値となりますので、単純平均値で計算して問題ないはずですが。

それと、あと仮にノンバンクを含めた場合に、運用残高がふえるということ、運用残高の方が上回るということはないのでしょうかという、これはご質問なんですけれども、金融機関、銀行等々で考えますと、預貸率がまだ低いのでこういう状態が起り得ると思うんですが、ノンバンクの貸し出しまでを含めると、むしろ貸し出し超過になってしまうのではないかなというのは直感的な理解なんですというのが2点目です。

それから、先ほど作間先生がおっしゃられておりましたユーザーコストベースの預金・貸出

サービスの価格指数というのを昔試算したことがございまして、日本銀行のホームページにワーキングペーパーとして公表しております。2003年ごろにそういう計算を試しにしてみたことがございますので、ご参考にいただければ幸いです。

以上です。

○井原委員長 今の点で何か。

○川島分配所得課長 最初の点につきましては、おっしゃるように、SNAの基準自体がリビジョン1で最終的にどこに落ち着くかというのは、これは現時点でまだ確定した話ではございませんし、EU中心の流れというのは一つあるかと思いますが、その辺も一方でにらみながら、我が国として国際基準にもある程度合致し、現実には我が国の経済動向がきちんと掌握できるような推計方法を探っていくということだろうと思います。

それから、ノンバンクの点でございませけれども、現在の参考試算値方式をベースに今回も作業をやっている関係で、各計算ともノンバンクを含んだ形でベースは計算されております。

○井原委員長 林委員の方が早かったような気がします。どうぞ。

○林委員 ほかのことはちょっと置いておきまして、時間がありませんのでデフレーターのことだけちょっとお話しさせていただきます。

要するに、GDPデフレーター方式と需要項目別デフレーター方式、これは例えば需要項目別に中間投入として用いられるものも、最終需要として用いられるものも、FISIMというもの、要するに金融サービスがですね、その質が違っているということであれば、これは項目別デフレーターを使えばいいし、もしそういうFISIMというものであらわされます金融サービスが最終需要に対する部分も中間需要に対するのも、同じサービスであるということだったら、GDPデフレーターで私は十分だと思います。しいて最終需要的FISIMと中間需要的FISIMは質が違うのかということは、私はちょっとよくわかりませんので、それが第1点です。

それから、ちょっと話を5番目に飛ばしまして循環推計の回避のところ、イタレーションは必要かということで私の名前が出ているので、これに関して申し上げますけれども、私がああ後、イタレーションをやる必要はないだろうと思ったわけです。FISIMを除くGDPデフレーターだったら、割合簡単に計算できますので、FISIMを含むGDPデフレーターと含まないデフレーターは大して違いはないだろうということですね。イタレーションをやるんだということで計算されましたので、できるならばその方が正確かもしれませんが、そこまでこだわらなくても、多分含まないデフレーターだけで十分対応できるんじゃないか。検討委員

会での意見では、私は多分含む必要はないと言ったんだろうと思います。国民経済計算部の方で含むようなやり方をとられましたので、それに関しては、それが可能であるならば別に文句を言う必要はありませんので何も申し上げませんでした。

ですから、イタレーションを収束しない可能性がある、収束しない可能性というのが非常に大変なことなのかどうか。それが収束しない可能性が小さいのだったら、それからイタレーションをやることに、それほど時間を持たないのだったらイタレーションをやった方が私はよろしいと思いますが、ただし、その上の方の個々のサブシステムと、あるいは需要項目別デフレーターを使用する方が時間的に無理だと思われるということに関しましては、イタレーション方式ですと個々の需要項目別デフレーターもF I S I Mを含まないとおかしいと思いますので、イタレーションが2つ出てくるということで、かえって時間がかかる。私流の含まないというやり方をとりますと、GDPデフレーターで一定方針、F I S I Mを含まない需要項目別デフレーターでも簡単に計算できると思います。

私は、ですから特別イタレーションにこだわる必要はないと思いますし、イタレーションにこだわらないデフレーターをつくりますと、多分四半期デフレーターもQEのデフレーターも、それほど苦労しないで計算できるのではないかなという感じがしておりまして、回帰式を使わないでも、含まないデフレーターを計算して、それでF I S I Mの方をデフレートして改めてGDPデフレーターを計算し直すというやり方で、そんなに時間も食わないで、四半期とQEも対応できるのではないかなと、こういうふうに私は考えております。

以上でございます。

○井原委員長 ご意見を伺いましたところで、では藤井委員お願いします。

○藤井委員 冒頭にご説明があったのかもしれませんが、この検討のポイントについては今日で一応議論の方向を出したいということでしょうか、それとも今後何回か継続的に議論されるのでしょうか。

○井原委員長 きょうは、ここで具体的な結論を得たいというところまでは目的にしていらないと思います。きょうご意見をいただきまして、そのご意見を前提にして、今後事務局で検討していくと、そういう意味合いを持っているんだと思います。

○藤井委員 幾つか次元というか、レベルの違う問題が含まれているのではないかという感じがいたします。とりあえずEU方式を前提にして計数を出してみましよう、ただし、データにいろいろな問題があるので95年以降ということで事務局の方で掲載されるということまで来ていたということだと思っておりますが、今日はその議論の中で、基本的な枠組みは変えないで、

データなり計算の方式だけに少し修正すべきという問題なのか、あるいは対象金融商品や対象機関にまで及ぶような議論をしてでも、少し整理をよくしたいということなのか。これまでの議論の内容から考えますと、どこまで戻るのかというのもちよっとはっきりしないところがありまして、私は別に戻っていけないとか、そういうことを申し上げるつもりはないのですけれども、やはり議論の経緯とあわせて整理しないと混乱するのではないかという感じを受けました。

参照利子率のとり方についても請負調査の方で、80年代に適用可能な参照利子率の推計方法ということで本日4種類ご報告があったわけですが、冒頭に日本銀行からご質問ありましたが、もともと古い方が説明できないということが問題意識だったので、足元の問題はどう議論するか、これはまた別の話であり、前から議論していた話ですね。一応とりあえずの暫定版としてある程度公表できるというふうに当局がご判断したものがあったので、そこはもう判断されているわけですが、その辺をよりベターなものにするため、全部1から議論しましょうということであれば、年次ベース、四半期ベースでそれぞれ利用可能な、例えば統計の一覧表を出すとか、計算はどうなっているかということを具体的にお示しいただいた上で議論をした方がよろしいのではないかという感じがいたします。

資料2の7ページのところですが、ちょっと私はよくわからなかったのですが、例えば資料2-3の参照利子率のところ、利子率について81年度など、これは多分ウエートではなくて決算書か何かから、残高ベースで計算されて、郵便貯金が37.8とかファイナンス会社が26.2とかという値が書いてありますが、利子率の水準の数字ということですか。どうしてこういう値が出てくるのかというのがちょっとよくわかりませんが、例えば元のデータとして、どの系列をどう使われたのかという、請負調査の報告書の方にも、これまでの計算のやり方が正しければこういう問題があるとか、何かそのあたりがはっきりしないようなところが書いてあります。基本の資料データ、あるいは計算の具体的な方法、これまでもいろいろご説明いただいています、そのどの部分をどう見直されたいのか。それから、やはり焦点は、今までの議論ですと80年代が特に問題なので、そこが解決できないと先の問題が議論できないということで議論しているのだと思いますので、一応そういう順番で来ているということ踏まえてと私は思ったのですが、そうでないことをまた議論するのであれば、順番を決めていただいた方がよいのではないかと思います。

調達残高と運用残高の金額の問題も、これは商品と適用対象機関を決めてマトリックスで自動的に決まるということで整理されていたと思うのですが、それによって、その基準をもとに

使用される統計を決めるとこうなりますという話で、こういうふうに一致させたいから変えるということであれば、マトリックスの方はどういう話にするのかというのがちょっと私にはよくわかりません。統計に事実を語らせるということなのか、こういうふうに一致させたいので、統計をそういうふうに作りたいということなのか、ということは全然違う話ですので、こういうふうに作りたいという考えがあるのであれば、それをまず議論しないと目的は達成できないと思います。

今までも大変いろいろ難しい問題を抱えながら、とにかく具体的に、一定の系列ができるということで、議論を深める道をとりましょうということが最後のところにあったと思います。その意味で請負調査における議論で具体的に問題が提起されてきたという点は大変結構な方向だと思うのですが、それぞれ議論に途中から参加されたり、あるいはそれぞれのご専門の観点を重視されて虫食的に問題点を指摘すれば、問題点は幾らでもまだあるというのは事実だと思われま。す。ですから、最初に調査の目的はどこにあるのか、つまりこれまでの流れの中で出てきた、特に深刻な問題をまず扱って、一応その大枠の中で整合性をとる形で改善し、さらにその大枠も含めて、より日本のF I S I Mとしてベターな方向を目指すということなのか。最初から気がつくものは全部少しずつ直していくということなのか。少しずつ直していくことになれば、当然全体的な枠組みから再度整合性を議論するという問題に戻るような感じがいたします。

それと、四半期の話は今まで議論していないですよね。ですから、当然四半期を推計するということになれば、利用可能なデータは全然違ってきますので、そういう大きな議論をするのであれば、それはそれで四半期で使えるものは何かということは、今までは何も議論していないと思いますので、先ほど一次統計と日本銀行の役割という話も出ましたけれども、今使っているデータのリストなり、あるいは計算方式なりというのを整理されてから次に行くということ年度と四半期との整合性を考えながら事務局で是非行っていただいて、その上で四半期の議論ということではないかと思。います。

今までの検討委員会でも感じているのですが、本検討委員会は非常に議論が複雑な問題を扱っているというふうに思。いまして、意見を交換させていただく時間がかかなり少なくなっていることが毎回多い状況です。ですから、オブザーバーの方の先ほどのご発言はご質問ではなくご意見であり、一つはルールに従っていただきたいということ、それから意見交換なり調整で誤解を解く部分が有るならば、予め内閣府との間でしておいていただきたいということです。請負調査の報告について、意見やこの場の結論という議論にもなっていない状況で、ま

ずそれについてこうあるべきだというお立場の表明が最初にあるというのは議論の流れとしていかがかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○井原委員長 それでは作間委員、どうぞ。

○作間委員 現行で参考ケースとして、F I S I Mの表章は始まったわけですがけれども、請負作業といい、検討のポイントといい、参考系列の四半期を含む拡充とか品質の向上というところに、要するに極めてテクニカルイシューに議論を絞らせて、何か問題の矮小化というか、テクニカルイシューは解決されたんだからそれでいきましょうみたいなところに議論を持っていきたいのかなというような危惧を感じております。

例えば先ほどノンバンクの話がありましたけれども、リスクプレミアムというのはノンバンクのウェイトが高まると、どんどん上がってくるんですね。そうすると、現実的な問題を抜きに考えることができない。リスクプレミアムはサービスなんですか。それが全くクリアされていない問題かと思ひます。そういう議論をさせないように議論を誘導しているような印象を持って危惧しております。

預金側F I S I Mと貸出側F I S I Mというのは、かなり性質が違うものだということが、デフレーター議論をする中で反映されていませんね。そのことは大いに問題かと思ひます。僕が、この委員会に提出したペーパーで、ユーザーコスト型の物価指数を少し発展させた形のものを作って見たらどうかという提案をして、その提案が全然検討されていないということがわかったわけですがけれども、預金側でそれをやってほしかった。預金側のF I S I Mだったらそういう工夫はできるだろうし、現に日銀や総務省でいろいろとやっているんですね。でも、貸出側のF I S I Mは全然問題が別だと思ひますから、そこは分けて考えた方がよろしいかと思ひます。

以上でございます。

○井原委員長 それでは高木委員、お願ひいたします。

○高木委員 話がどんどん拡散しているので、どうやって収束しようかなと思ひたのですが、問題は要するに、事務局側が資料2「検討のポイント」について、ある程度意見を聞きたいというのが一つの大きなねらいかなと。基本的な話は作間さんや藤井さんのそういう議論がありますけれども、資料2のポイント1から5までどう考えるのかというのが、今日の当面の問題と考えられますよね。

このうち、ポイント1、2、3については年次報告書というか、今までやってきた。ポイント4の四半期が新しいというようなことになると思ひます。1番目の参照利子率のとり方です

が、参照利子率そのものがリスクフリーレートという擬制概念ですから、出てきた結果どうしようかというふうになるわけですね。それが反映されるのが、F I S I Mがマイナスになったときにどうするかということで、今までこの委員会でもいろいろ議論されてきたんですね。ヒアリングを見ますと、もちろんEUなどはインターバンクレートを使うわけですが、いわゆる中間値をとるというカナダ、これなんかはまさに、F I S I Mがマイナスになるものに対する工夫なんだろうと思います。

ヒアリングをされたときに、問いの5-1の、3ページです。「負のF I S I Mはゼロと処理している国が多い」とある。過去に遡及すると、多分日本もそうなるのかなという気がしないでもないのですが、これはやはり金額に依存するんだろうと思いますよね。F I S I Mが大きくマイナスになるようなケースとか。議論を整理しますと、いわゆる参照利子率のとり方というのは、参照利子率そのものは理論的な話なんですけれども、実際に推計した結果、F I S I Mとは何かというふうになったときに、ちょっと解釈がつきにくいということがあったと思うのです。ですから、セットで考えて、事務局が言うように中に入ってくるとありがたいということがあるわけですね。そういう意味では、一つの便法だと思いますけれども。

それから、それと関連して金融仲介機関の利ざやとF I S I Mの関係、そういうものが出てくると思います。デフレーターについては、関連でいえばGDPデフレーター関連なんですけど、きめ細かくどの程度やるかの話だと思います。利用項目に、要するに家計向けとそうでないようなときに大きな差があるとか、そういう場合にやはり個人的には変えた方がいいとは思いますが、それは実態との関係によります。

それから、ポイント4と5なのですが、イタレーションについては先ほど林さんからお話がありまして、それでいいのだろうと思います。

それから、ポイント4のQE関係の回帰によるデフレーター等の推計なんですけれども、僕は余りこれは推奨しないんですね。それで、モデルが合わなかったら次のものに変えますとなると、絶対困りますよね。だから、回帰計算を使うのは最終段階の話であって、できるだけ手元にある現実のデータで推計する方が、あるいはそういう数値を出すという方がよいと個人的に思います。

以上、感想です。

○井原委員長 それでは、佐々木委員どうぞ。

○佐々木委員 ほとんど今までの質問の中に私の思ったことも有りますし、時間もございませんので短くいたしますが、細かいところでは幾つか、ちょっといいのかなとか詰めた方がいい

のかなという質問がいっぱいあります。議論として検討のポイントを5つ上げていただいて、今質問をどうするというときに、どれくらいまでお話ししたらいいのか、少し私もよくわからないのですが、私個人としては、参照利子率のところと運用調達残高のところは幾つか疑問点があります。これまでの参照利子率もかなり長い間議論してまいりましたが、その中で今回検討のポイントがここに書いてあるように、単純平均方式を考えてほしいということをポイントに意見してほしいのか、それとも1から今までのことを振り返って、やはりここがもうちょっとやらなければならないということなのか、その辺をはっきりしていただけると意見を出しやすいかなと思っています。

個人的には、いろいろな資料を見せていただきまして、実際今まで言ってきましたが——長くなってしまうのでもうやめておきますが、参照利子率はいろいろ問題点がありますけれども、例えばノンバンクを入れるのをやめるという議論も場合によっては提起できますし、あるいはそうでなければ単純平均は運用と調達の間に入れるのだけど、今までの議論では単純平均だと実際には調達側と運用側と、時期によって経済の動向によって、どちらが有利になるというのは動いているわけですので、そのような動きは反映できない。それを多少でも反映させたいのであれば、運用と調達の間に入るけれども、経済の動向による変化などを多少反映できる参照利子率を入れたいということだと思えるのです。ですので、その辺をどれくらい具体的に、本当は単純にしたいけれども、それでは問題がありますかという提起なのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○川島分配所得課長 非常にたくさんご意見をいただいたので、まとめて全部お答えできるかどうかわかりませんが。

一つは、林委員の方からお話をいただいた際に、私もちょっと、報告のところで飛ばしてしまっただけですが、イタレーションの関係で収束しない可能性があるというふうに書いたんですが、これはお手元の資料の3-1の2番の表に書いてございます。これは、実はイタレーションがどうしても必要だというふうにおっしゃられたときに、余りぐるぐる何回も計算するのは、とても全体としては大きなシステムですので時間がかかります。初期値が与えられたらぽんと式でもって最後にどこへ落ち着くか計算できれば楽だなと思って式を展開してもらったんですけども、ただその過程でわかったのは、ある条件を満たさないとイタレーションが収束しない可能性がある。その条件というのは、今直近のところで得られているデータのレベルを大体織り込んで計算をしてみますと、比較時の率差が基準時の率差に比べて約40分の1以下になってしまうようなケースがある。そういうケースの場合には、イタレーションをしても

発散してしまって最後の落ち着きどころがない。無理やりこの式で計算をすると、マイナスのデフレーターが出てくるという異常事態が起きてしまうという形になっています。

現在の参考試算値方式をグラフで見ると、最近のところはたまたま、運よく運用利率と調達利率の中間に近い部分にあるのですが、先ほど来お話が出ておりますように、ノンバンクのウエートの動向によって、かなりこれが左右されるということがわかっております。この辺を考えると、これが大きくどちらかへ偏るというケースが将来に渡ってないとは言い切れない。実はF I S I Mの参照利率が大きく動いてしまったために、今回からは実質GDPの公表はできなくなりましたというような公表はちょっとできませんので、そうしますとやはりその辺はきついのかなということです。

それから、いろいろご意見いただきましたけれども、先ほど藤井委員からのご質問で、資料2-3の表につきましては、上段の方は利率、ウエートと書いてありますが、出典が下にございますように、基本的には利率が各金融仲介機関の決算書、残高の方が資金循環統計からとられています。ここでは何とか内訳を少しでもブレイクダウンして原因を探りたいということであったので、かなり無理をしている部分がありまして、例えばその他という欄には、利率データでも残高データでも、金融仲介機関に区分できないものが入っていますけれども、それが必ずしも1対1で対応しているものが入っているわけではないので、数字的にはあくまでご参考としてご覧いただきたいというふうにお願いをいたしました。

それと、今回ご検討をお願いした点に関しどこまで議論を遡るんだというお話がございましたけれども、私どもとしては過去7回の検討委員会での議論をできるだけ踏まえて、その延長線上での調査ということでやったつもりでございます。過去に数字を出していなかった部分、四半期推計の部分であるとか、他勘定、生産勘定も含めてですけれども、生産勘定、所得支出勘定の影響等々、これまで数字でチェックができていなかった部分についても今回の調査ではチェックをいたしております。それらを踏まえた上で、これまでご議論をいただいた部分についてこういう結果が出ているけれども、それでもやはりこの形が唯一の選択肢であるのか、あるいは今後の検討について、例えば冒頭でお願いをした単純平均方式による検討というのは、当面今後の検討をしていく上で、それも選択肢の一つとして追加可能であるか程度の目安でございまして、現行方式を放棄してこちらへ乗りかえるという意味でのご提案ではございません。

今回の作業の中でも、基本的に今申し上げたスタンスでやってまいりましたので、そもそもF I S I Mの対象になる金融仲介機関の範囲であるとか、対象商品であるとかいった部分について、踏み込みを始めますと時間が足りませんでしたので、基本的には従来ご議論をいただい

た延長線上での作業を行った調査結果であるというふうにご理解いただければと思います。

○井原委員長 まだまだご意見がたくさんあるのではと思いますけれども、もう一つ議題がございますので、それを説明していただきたいと思います。統計法の改正についてでございます。

○長谷川企画調査課長 それでは恐れ入りますが、資料4をご覧くださいと思います。

統計法の改正ということでございますが、統計法の改正という議題は、委員会の議題というよりは検討委員会が今後どうなるかという議題になるかと思えます。統計法が今回60年ぶりに全面改定されまして、5月に政府公布をされております。

1でポイントというところをお示ししておりますが、今回「行政のための統計」から「社会の情報基盤と社会インフラとしての統計へ」ということで、背景としましては内閣府に統計制度改革検討委員会、それから総務省に統計法制度に関する研究会等が設けられまして、検討が進められてきたということでございます。

概要のところをご覧くださいますと、公的統計の体系的整備ということで、統計の整備に関する基本的な計画を策定する、あるいは国民経済計算もそうですが、統計調査によらない統計、基幹統計を含めまして、作成方法に関する規律を整備するといったことが規定されてございます。

そして、3. になりますが、今回非常に大きな柱となっております統計委員会の設置ということで、従来の統計審議会というのが総務省にあったわけでございますが、この統計委員会を内閣府に設置するということが今回なっております。

2ページ目をめくっていただきますと、それでは国民経済計算がどのようなテーブルになっているかということを中心に整理させていただいております。新しい統計法の中で、国民経済計算に関する条文が法律の中に設けられており、適切に位置づけられているということで、一つは国民経済計算を基幹統計として位置づけたということでございます。基幹統計に関しましては、法文上、法令上は、この国民経済計算と国勢統計というものが規定されておまして、あらゆる統計の中でこの2つを現時点では基幹統計としてうまく肯定化されたということでございます。ほかの基幹統計につきましては、指定を受けた場合に基幹統計になるという位置づけで整理されておるところでございます。

それから、②でございますが、内閣総理大臣が国連の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を設定するということが法律で決まっております。

また③でございますが、作成基準の設定や変更に当たっては、統計委員会の委員に意見を聞くということと、それから公示するということが義務づけられておることと、このよう

にSNAの位置づけは明確にされたということ。それから、作成基準をあらかじめ設定することで中立性・客観性を高めるということになっております。具体的な条文につきましては、2ページの下の方に書いてございます。

3ページ目でございますが、それでは現在の調査会議が今後どうなっていくか、現在の議論がどうなっているかということでございます。

新しい統計法では、内閣府に統計委員会を設置し、幾つかのことについて機能を負うと書いてございますが、2番目の国民経済計算の作成基準の設定に関する調査審議というものを統計委員会で行うようになっているということでございます。

下でございますが、国民経済計算調査会議を廃止し、その機能を統計委員会に承継するというふうな形で整理がついているということでもあります。ただ、具体的な姿につきましては、まさに検討中でございますが、統計委員会のもとに国民経済計算に関する部会を設置し、これまで調査会議で行ってきた調査や検討を引き続き行くと。また、新たに統計委員会の権限として規定されたSNAの作成基準の設定に関する調査審議を行っていくということで、現在鋭意検討中ということであろうと思います。

そういたしますと、どうしても今回の検討委員会でもいろいろご議論いただき、あるいは結論が出ずに終わったような事項が出てくるかと思いますが、その扱い等については今後の検討の結果を待つということになろうかと思えます。

簡単ではございますが、以上です。

○井原委員長 ということ、今後統計委員会の方に検討を引き継ぐということになったかと思えます。

何かご質問ございますか。

○作間委員 企画調査課長からご説明あった、国民経済計算の作成基準についてなんですけれども、ほかの委員会でも説明させていただいたことがあります。要するに結構大変だろうと。真面目にやろうとすれば、これはかなりの時間がかかるものだろうと。条文を見ますと、いつまでにこの作成基準を作成しなければならないということが書いていないように思うので、少し時間がかかってよいのかどうか。

それから、その作成基準なるものがどの程度の詳細なものになるのか。例えば今日ここで議論されていたような参考系列ですけれども、FISIMの作成についてはこういうふうにするみたいなことをどこまで詳しく書いたものが作成基準であるというイメージをお持ちになるのか。

内閣府は現在SNA統計の作成をしているときにいろいろなルールがあつて、そのルールを一つ一つ検証していくとなると、これは膨大な時間がかかるということは確実になるかと思ひます。

以上です。

○長谷川企画調査課長 非常に悩ましい質問というのか、恐らくおっしゃつたように、推計手法の選択の問題ですとか、それからどのような統計を使うとか、それは非常に頻繁に行われるということもありますので、恐らくそういうものというのは作成基準の中に入つてこないのではないかと。入ってくるのは、本当に国連でSNAの基準で推奨されているというところで、そこに基本的な概念という、例えば表示法とか、そういうようなところが主な作成基準になつていくこととして予定されているのではないかということであろうかと思ひます。今後、どのような形で作成基準を整理するかというのは、まさに検討していく時間も当然あるかと思ひます。

○井原委員長 どうぞ。

○高木委員 この話はほかの委員会でも聞いたのですけれども、やはり直接関係するのは国民経済計算調査会議を廃止し、その機能を統計委員会に承継することとする、ここが一番のポイントなのだろうと思ひます。時間は、一定は必要なのですけれども、「本年10月1日を目途に」となつていますから、そのような時間はあまりないと思ひています。だから、内容の話が一つあるけれども、形式的な組織をどうするか、そういう話が差し当たつて優先的に行われるのかなと思ひます。そのときに、統計委員会のもとにこの調査会議が設置されるということ辺りのイメージが余りぴんと来ないんですよ。統計委員会は全体の統計のことを考えて、第46条に「委員会は、委員十三人以内で組織する」といいますから、いろいろなことをやれる。その話と調査会議の関係、その辺よくわからないんですが。

○井原委員長 それは、恐らく部会がたくさんできているんだろうと思ひますよ、統計審議会みたいに。

ということでございまして、当FISIM検討委員会が、そういう意味ではこれで終わりとと思ひます。

○井原委員長 所長から一言ご挨拶をいただきます。

○黒田経済社会総合研究所長 いろいろご議論いただいて、ありがとうございました。

統計委員会については、目下組織をどうするかということいろいろ考えている段階で、ちようど参議院選が重なつたものですから余り進んでいないのですけれども、10月1日から発足

をして、移行過程がしばらくあります。移行過程を経て約1年半後に、正式には21年4月から新しい法律に基づいて完全に動くということになると思います。

今回の統計委員会の趣旨は、統計に関する基本計画を練るということ、それからその中の一端にもなるのですけれども、国民経済計算というのを基幹統計というものに据えて、きちっと全体を鳥瞰するデザインをつくるということが大きな役割になっていまして、13人という委員のメンバーだけでは、当然なかなか背負い込めない部分がありますので、何らかの形で部会とか専門調査会のようなものを置く形に多分なるんだろうというふうに今考えています。

それから、さきにご議論いただいたF I S I Mの問題、我々非常にこの課題は重要な課題だと考えておりまして、ただ非常にプラクティカルにSNAの中にどう入れるかという話と、フィロソフィカルにF I S I Mないしは金融仲介サービスというものをどういうふうに考えるかという問題を、どこかでやはりきちっと整理をした上で、妥協すべき点は妥協しなきゃいけないんだろうという気がしています。

それで、今までいろいろ7回にわたってご議論いただいたプロセスの中で、一度試算をしてみても既に参考試算値として出ているわけですが、それそのものが必ずしも満足のいくものではないというふうに考えていまして、もっとフィロソフィカルにも、議論を詰めるべき点はあるのだろうという気持ちであります。そういう意味では、新しい統計委員会のもとで引き続きご議論いただきながら、より成果を上げていくということになるんだろうと思います。

個人的な意見ですけれども、F I S I Mというある参照利子率を与えたときに、その参照利子率のもとでF I S I Mがネガティブになってしまうという現象は、一体どこが問題なんだろうと。そういうネガティブになるレファレンスレートそのものに何を選んだかということが問題なのか。マーケットそのものにある種、規制があつたりディストーションがあつて、結果的にはマーケットをうまくとらえられていない、もしくはマーケットがF I S I Mの理論で考えたような形になっていないために、たまたまそうなっているのか。その辺は、まだ決着が僕の中にはついていないんです。

作間委員のユーザーコストというのも、勉強はしているんですけれども、資本サービスすべてユーザーコストという考え方で統一する考え方もあり得ると思うんですけれども、それはユーザーコストというのは、一種のインピテーションにならざるを得ないので、そのときに出てくるレファレンスレートというのは、やはりマーケットは完全であることを前提にしたレファレンスレートになってしまう。そうすると、実際にそのレファレンスレートでもって測った金融サービスのボリュームというのは、果たして的確なとらえ方をしているのかどうかというこ

とも、また問題になるのだろうかという気がしています。

その意味では、実質化という問題も含めて、ユーザーコストないしユーザーコストから出てくる金融仲介サービスのプライスというのがわかって、それによってF I S I Mの額が実質化されるのが、理論的にはいいのではないかという気もしているんですけども、片方で、G D Pデフレーターで残高をデフレートするという今のやり方が、果たしてそういう理論的な制約に合っているのかどうかというのも大きな問題だろうと思いますので、もうちょっと我々も勉強していきたいというふうに考えています。

○井原委員長 大分時間を超過してしまいましたが、本日はこれで終了させていただきます。

長時間どうもありがとうございました。